

別紙第2

職員の給与の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正することを勧告する。

I 医師の給与改定のための一般職の職員の給与に関する法律の改正

初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を410,900円とすること。

II 給与構造改革のための一般職の職員の給与に関する法律の改正

1 新たに本府省業務調整手当を設け、行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員（俸給の特別調整額を支給される職員を除く。）が、次に掲げる業務に従事する場合に支給すること。

(1) 国の行政機関の内部部局又はこれに相当する組織として人事院規則で定めるもの（1において「内部部局等」という。）の業務（内部部局等の主たる庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であって、内部部局等の固有の業務と同様の業務の特殊性若しくは困難性又はその業務に従事する職員の確保の困難性が認められない業務として人事院規則で定めるものを除く。）

(2) 内部部局等以外の組織の業務であって、(1)の業務に類するものとして人事院規則で定める業務

なお、これに伴い、管理職員特別勤務手当が支給され、並びに超過勤務手当、休日給及び夜勤手当が支給されないこととなる職員を、俸給の特別調整額を支給される職員、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とするとともに、所要の経過措置を講ずること。

- 2 本府省業務調整手当の支給月額、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員にあっては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあっては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表(一)の職務の級であって人事院規則で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とすること。

Ⅲ 人事評価の実施に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正

1 昇給について

職員の昇給は、昇給を行う日前において人事院規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間において懲戒処分を受けたことその他の人事院規則で定める事由に該当したときは、当該事由を考慮することができるものとする。

2 勤勉手当及び期末特別手当について

- (1) 勤勉手当の支給は、職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応ずるものとする。

ること。

- (2) 期末特別手当の額は、職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間の在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合に減ずることとする。

3 経過措置

- 1及び2の改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

IV 改定の実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。ただし、Ⅲについては、人事評価の実施の日から実施すること。